

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市：4月20日～5月11日分

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市：4月28日～5月11日分

日額算定シート<売上高方式(年間)>

注：大企業の方は
選択できません

令和元年（平成31年）又は令和2年の4月及び5月の売上高を証明する書類がないが、年間の売上高を証明する書類がある場合は、「売上高方式（年間）」により1日当たり支給額の算定を行うことができます。

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。

（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、「令和元年の飲食部門の年間売上高が税抜で3,650万円」
又は「令和2年の飲食部門の年間売上高が税抜で3,660万円」を超えますか。（＝1日当たり10万円以上）
✓ 確定申告書類や売上台帳等で年間の売上高を御確認ください

はい

→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください

- 令和元年
 令和2年

いいえ又は不明

1日当たり支給額は1日当たり4万円です。以下を記入してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

→申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

①に記載した年間売上高に「令和2年2月29日」の売上高が
含まれる場合は「366日」、含まれない場合は「365日」に
チェックを入れて、計算してください。

令和元年又は令和2年の年間売上高

①

÷

365日

× 0.4 =

366日

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

②

円

(注)

- ・ ②から千円未満を切上げてください。
- ・ 上限は10万円ですので、計算の結果、10万円以上になる場合も「100,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

【最大10万円】

↓
申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入